

【リース契約条項】

第1条

東洋自動車株式会社(以下乙という)は契約書(1)記載の自動車(以下自動車という)をお客様(以下甲という)にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条

リース期間はリース契約書(2)記載の期間とします。

甲は契約締結の日からリース期間が満了するまでは、本契約を解約することはできません。

第3条

- 1、自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税(以下リース支払額という)は契約書(4)記載のとおりとします。
- 2、は乙に対しリース契約書(4)記載の金額をリース契約書(6)記載の各回リース支払額支払期日に支払います。
なお、第1回のリース支払額は現金で支払うものとします。
- 3、甲は前項の第1回のリース支払額および第5条の前払金で充当されるリース支払額以外のリース支払額の支払いのため、その支払金額を額面とし支払期日を満期とする約束手形を一括振出し、自動車引渡時に乙に交付するものとします。ただし、乙が認めるときは甲は預金口座振替もしくは振込の方法によってリース支払額を支払うことができます。なお、預金口座振替の方法による場合は、甲はその手続きに必要な書類を自動車引渡時まで、乙へ交付するものとします。

(公租公課等の変更)

第4条

本契約期間中に自動車について新税が創設され、または自動車税・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料等が増額され、乙に新たな費用または増加額を負担する必要が生じた場合には、乙は当該費用または増加額を甲に請求することができるものとし、自動車税・自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料等が減額され、乙に当該減額分が還付された場合には、乙は当該減額分を甲に返還するものとします。ただし、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、原則として精算しないものとします。

(前払金)

第5条

- 1、甲は乙に対しリース契約書(5)記載のとおり前払金を現金で支払います。
- 2、前項の前払金は無利息とし、リース契約書(5)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
- 3、なお、第23条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならぬ事由が発生したときは、前項の規定および期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するど

の債務に充当しても甲は異議ないものとします。

(保証金)

第6条

- 1、甲は本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙に対し保証金を現金で支払います。
- 2、乙は前項保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース料・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
- 3、なお、第23条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

(自動車の引渡し)

第7条

- 1、乙は自動車をリース契約書(3)記載の場所で甲に引渡すものとします。
- 2、甲は装備・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、自動車の引渡しを受けるものとします。以後、甲は自動車の保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理の履行を請求するものとし、自動車の瑕疵については、乙は何らその責任を負わないものとします。
- 3、自動車の引渡しに要する費用はすべて甲の負担とします。

(自動車の保管)

第8条

- 1、甲は善良な管理者の注意をもって、リース契約書(3)の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。

(自動車の運行)

第9条

- 1、甲は自動車について、第11条により乙が実施する整備を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備を行うものとし、自動車の価値を著しく減耗させないよう留意するものとします。
- 2、甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

(契約走行距離)

第 10 条

- 1、甲・乙双方は第 3 条のリース料が、リース契約書(9)記載の月間走行距離を前提に決定されたものであることを確認するものとします。
- 2、甲がリース契約書(9)記載の月間走行距離を超えて自動車を運行した場合には、乙は第 29 条により処理します。

(メンテナンスの範囲)

第 11 条

乙は自動車について本契約期間中、リース契約書(11)においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の整備および修理を行うものとします。また、車検(定期点検整備及び継続検査)および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備も併せて実施するものとします。

(メンテナンス費用の負担)

第 12 条

甲は第 3 条および第 11 条の規定にかかわらず、次の場合の修理費等を負担するものとします。

1. リース契約書(11)においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の範囲外の整備・修理に要する費用。
2. 甲の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用。
3. 第 19 条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用(保険免責、保険対象外および保険超過費用)。
4. 甲が乙の承認なしに指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
5. 天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用。

(代車の提供)

第 13 条

甲はリース契約書(11)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その()内記載の条件において乙の選定する代車を無償で甲に貸し渡します。

(メンテナンスカード)

第 14 条

- 1、甲が第 11 条の整備・修理を受けるとき、または第 13 条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示のうえ依頼するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
- 2、第 23 条に基づき乙が甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払い請求をしたときは、それ以降メンテナ

ンスカードの提示があっても乙は整備・修理依頼および代車提供依頼を拒むことができるものとします。

(担当テクノショップ)

第 15 条

甲は自動車の整備・修理が必要なときは、特別の事由がない限り乙が指定する整備工場で整備・修理を行うものとします。

(通知義務)

第 16 条

甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の 하나가生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません。

- 1.甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または営業の目的を変更したとき。
- 2.第 23 条 2.号の事由が生じたとき。
- 3.甲または連帯保証人について、第 23 条 3.号に掲げる事由の 하나가生じたとき。

(禁止行為)

第 17 条

甲は下記に掲げる乙の権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。

- 1.自動車の譲渡・転貸、または本契約に基づく権利の譲渡。
- 2.自動車を担保の目的とすること。
- 3.乙の承諾を得ないで自動車の原状または自動車検査証の記載事項を変更し、もしくは自動車の保管場所・使用の本拠地・用途等を変更すること。

(保険契約の締結)

第 18 条

- 1、乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とするリース契約書(10)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写を甲に交付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
- 2、また、特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。

(車両保険金の受領)

第 19 条

保険事故が発生し車両保険金が支払われるときは、乙が保険会社から直接受領し期限の到否にかかわらず、甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

(自動車の保管、使用に基づく賠償責任)

第 20 条

甲が自動車または第 13 条により提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任において解決するものとします。

(保険事故の処理)

第 21 条

1、甲は保険事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。

1.法令および保険約款に定められた処置をとること。

2.事故に関して不利益な協定をしないこと。

3.証拠の保全をすること。

3、甲は乙または保険会社が保険事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申し立てないものとします。

(期間満了時の処置・再リース)

第 22 条

1、甲がリース期間満了 2 ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合には、甲・乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結でき、その料金は別途定めるものとします。

2、また、新たなリース契約を締結しなかったときは、リース期間満了後、甲は自動車を第 31 条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するとともに、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。

1.自動車の返還が遅延したときは、契約満了日の翌日から自動車返還日までの間の

第 3 条所定のリース支払額(1 ヶ月未満は 1 ヶ月として計算)。

2.返還された自動車が第 7 条引渡時の原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用。

3、前項に定める自動車の返還を甲が怠った場合は、乙は任意に自動車を引揚げるができるものとします。

4、なお、リース契約書(8)において残価の精算をすると記載ある場合は、乙は返還をうけた自動車について第 28 条により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとします。

(リース支払額前払い)

第 23 条

下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。

1.甲が 1 回でもリース支払額の支払いを遅延したとき。

2.自動車について著しい破損・滅失(天変地異等の不可抗力によるものを含む)、盗難、紛失、被詐取等の事故

を生じたとき、もしくは乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。

3.甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。

イ. 手形・小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。

ロ. 支払停止・公租公課の滞納または保全処分・強制執行・競売等の申し立てを受けたとき。

ハ. 破産・民事再生・会社更生または会社整理手続きの申し立てがあったとき。

ニ. 監督官庁よりその営業許可の取消しをうけ、または営業を停止もしくは廃止したとき。

ホ. 逃亡・失踪または刑事上の訴追をうけたとき。

4.連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。

5.甲が第 17 条の禁止事項に違反したとき。

6.甲が本契約以外の乙に対する債務の支払いを怠ったとき。

(約定解約権)

第 24 条

甲が第 23 条により残存期間のリース支払額全額を前払しなければならない事由が発生したとき、その他本契約の一に違反したときは、乙は催告を要することなく本契約を解約することができるものとします。

(自動車の返還)

第 25 条

1、第 23 条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したとき、あるいは本契約が解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。

2、甲は自動車を第 31 条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引取ることができます。なお、付加された物件については第 28 条による自動車の評価に含めます。したがって甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切しないものとします。

4、また、甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は任意に自動車を引揚げることができるものとし、乙がその占有回復のため要する費用は弁護士費用等を含めすべて甲が負担するものとします。

(規定損害金等)

第 26 条

1、本契約が解約されたときは、甲は規定損害金(基本額ー通減月額×経過月数)および解約までに既に支払日が到来している未払リース支払額を、直ちに現金で乙に支払わなければなりません。ただし、自動車が返還されたときは、第 28 条による評価額を、また第 19 条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとします。

2、前項の経過月数とはリース契約締結の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とします。

(遅延損害金)

第 27 条

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払い債務等)の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとし、

(返還自動車の評価)

第 28 条

乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとし、

(超過走行料の支払い)

第 29 条

自動車が返還されたときの走行距離が第 10 条に定める契約走行距離に経過リース期間月数を乗じた距離を超過した場合は、甲は超過走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとし、

(リース支払額の割戻し)

第 30 条

甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、また、第 11 条のメンテナンス、第 13 条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還等を乙に一切請求しないものとし、

(部品等の追加装着)

第 31 条

甲が本契約外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行いこれにかかわる費用は一切甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除きすべて乙に帰属するものとし、

(連帯保証人)

第 32 条

- 1、 連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する債務(第 12 条に基づき甲の負担する修理費等を含む)のみを保証し、かつ連帯保証人相互に連帯して甲と共に債務履行の責めを負うものとし、また、連帯保証人は乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ないものとし、
- 2、 乙は必要と認めるときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人をたてるものとし、

(取立てのための債権譲渡)

第 33 条

- 1、 ならびに連帯保証人は、乙が必要に応じ本契約に基づく債権を取立てのため甲が指定する法人(以下丙という)に譲渡することができるものとする。
- 2、 支払方法として預金口座振替または振込を選択した場合には、債権の譲渡に際し、乙・丙より甲に対し債権の譲渡および取立委任の事実を通知します。

(訴訟管轄)

第 34 条

甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または営業所とすること、また、契約に関する争いについては乙の本店所在地管轄の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(公正証書)

第 35 条

甲ならびに連帯保証人は乙の要求に応じ甲の負担において、金銭債務不履行のときは、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとします。

(乙の通知あるいは意思表示)

第 36 条

乙が第 24 条の解約の通知その他本契約に関する意思表示を本契約書記載または第 16 条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信した場合に、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、本通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(特約事項)

第 37 条

リース契約書記載の特約事項は、この契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

賃貸人(乙)

大阪府門真市桑才 106 番地

東洋自動車株式会社

代表取締役 上田満樹